

## 平成30年度 事業計画書

### i 基本的視点

農林水産省は、平成28年11月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業の競争力がさらに強化されることを目的とした「農業競争力強化プラン」を追加し、収入保険制度の導入と農業共済制度の抜本的見直しを行い、平成29年6月に農業災害補償法の一部を改正する法律が成立、名称を「農業保険法」と改め平成30年4月より施行することになった。

農業共済制度は、昭和22年の制度施行以来70年にわたり国の農業災害対策の基幹として、農家経営と地域経済の安定を支えてきた。今回の改正は、制度発足以来最大の改革であり、NOSAI 団体がこれまで担ってきた農業共済制度に加え、収入保険制度の実施者として、農業者が経営方針を立てる際に適切な助言を行うことが強く求められることとなる。

一方、東京農業を取り巻く状況は、平成28年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」では、都市農地を都市に「あるべきもの」と位置づけるなど、都市農業振興に向けた土台が整えられ、東京農業にとっても追い風となっている中で、東京都は平成29年5月に「東京農業振興プラン」を策定した。

東京農業は、都市化による農地の減少や収益性の悪化、担い手不足など厳しい環境に置かれながらも、意欲ある認定農業者等が地域の特性を活かし新品種や新技術の導入などの創意工夫により多様な経営改善に取り組む者は増加傾向にあり、また、新鮮な農産物を求める消費者ニーズの高まりから各地域で共同直売所の設置が進み地産地消が活発化するとともに、地域農業と連携した食育活動も活発になっている。

これらのことを踏まえ、本組合は平成30年度より施行される農業保険法の施行に基づき、これまで培ってきた農家からの信頼を礎に、全ての農家に対し心新たに農業共済制度並びに収入保険制度を適正に運営していく。特に、農業経営発展へのチャレンジを支援する収入保険制度については、その必要性につ

いての普及啓発に最大限の努力を傾注し農家の理解を深めながら加入推進していくこととし、その組織運営の効率的・効果的な見直しとともに以下の重点事項に取り組んでいく。

## ii 重点取組事項

### 1 農業保険制度推進検討委員会の検討強化

今次の法律改正は、収入保険制度の導入や農作物共済の当然加入廃止などこれまでにない大改革となり、新たに収入保険制度の実施主体となる農業共済団体は、これまでの農業災害対策に加え、農家の経営発展を支援する組織としての役割をも担うこととなる。

このため、今後の組合運営の方向性を決めるために農業保険制度推進検討委員会を設置し、効率的な運営を図るため「組織再編整備等部会」と「普及啓発及び加入推進部会」の2部会を設け現在検討を行っているが、積極的・スピーディな対応に取り組むとともにその結果を速やかに実行していく。

#### 主な検討事項

- (1) 改正農業共済制度と新収入保険制度の基本的な推進(あり方)
  - ・両事業の複合的活用を重視した効率的・効果的な事業推進
- (2) 組織再編整備等
  - ・両制度に対応した組織整備、人材活用及び情報システムの再構築
- (3) 関係団体等との事業連携強化
  - ・行政、農業団体等連絡協議会の設置
- (4) 職員等の人材育成
  - ・改正農業共済制度及び新収入保険制度の推進における専門家の育成
- (5) 普及啓発と加入推進
  - ・両制度の加入資格者の把握及び普及啓発と加入対策

(6) 財政基盤の安定化

- ・両制度の財源把握～5年間のシミュレーションによる確認

(7) 所要の規定整備

- ・農業保険法施行に伴う諸規定の整備

## 2 「安心の未来」拡充運動の推進

平成19年度から全国運動として「信頼のきずな」実践強化運動を設定して全ての農家及び多様な経営体に着実に農業共済制度を提供することを目指して取り組んできた。平成30年度からは「安心の未来」拡充運動(平成30年度～33年度の4ヵ年)の取組みの初年度である。今後、農業保険制度推進検討委員会の検討内容等を踏まえて報告書に取りまとめ目標達成に向け本運動を実施していく。

## 3 収入保険制度の普及拡大

農業経営発展へのチャレンジを支援する収入保険制度については、その必要性についての普及啓発に最大限の努力を傾注し農家の理解を深めながら加入推進していくこととし、当面、認定農業者を対象とした「加入意向アンケート調査」(平成29年9月実施済み)の内容を精査・分析し、農業経営者の加入に対する諸課題・意見を踏まえた普及啓発・加入推進に取り組むこととする。

## 4 共済資源の把握と台帳化の整備

農業保険法の制度普及拡大には、農業者の共済資源の把握が必要不可欠な情報であり、この情報に基づく計画的な事業推進が有効な手段である。これまで、平成27年度より開始した航空写真を利用した共済資源の把握と台帳化は平成30年度の西多摩地区で全て完了する見込みである。本事業で得られたデータを基に計画的な事業推進を行い未加入者の解消による加入率の向上を図る。

## 5 任意共済事業の推進強化

農家の財産を守り、団体運営の基盤を支えるという任意共済の役割を引き続き発揮するため、建物共済の仕組み改善及び料率改定や加入資格基準の緩和を踏まえた意欲的な未来表を設定するとともに、収入保険制度の導入などの新たな推進環境に対応した推進体制を確保し、実績の減少傾向に歯止めをかけ上昇に転ずることを目指す。

## 6 改正農業共済制度に基づく事業推進並びに新事業の導入検討

農業共済制度の見直しによる農作物共済の一筆方式、無事戻し制度などが廃止され、新たなにインデックス方式の導入、全ての事業に危険段階別共済掛金率の導入などが追加される。また、家畜共済では、死廃事故と病傷事故と分離並びに診療費の1割負担などの制度改正が行われる。

新たに追加された制度及び改正された制度を広く東京の農業者に加入促進するとともに未実施品目の調査を行い、更に農家ニーズを農業共済制度に反映した事業を展開する。

## 7 広報・広聴活動の強化

農業共済制度と収入保険制度の普及・定着のためには、広報・広聴活動がかつてないほど重要となることから、すべての役職員が広報の果たす役割を共有し、事業推進における広報の位置づけを明確にしたうえで、広報戦略を構築し、事業推進と一体となった広報体制を確立し実践に努める。

## 8 コンプライアンス態勢の強化

農業共済組合の運営には多額の国費(税金)が投入されていることを踏まえ、簡素で効率的な事務を執行することに努めるとともに、平成28年度より開始した内部検査を徹底し、不祥事の未然防止、事務誤りの防止を図り農家・組合員との信頼失墜を防ぐ。

## 9 役職員の資質向上

改正農業共済制度、新収入保険制度のエキスパートとなる人材を育成するため、研修の計画的な実施に努める。特に収入保険制度の推進においては、農業者が経営方針を立てる際に適切な助言を行うことが求められることから、農政全般の知識、類似制度や農業簿記等の知見を深め提案型の推進を行うとともに農業経営改善の助言ができる職員の育成に組織をあげて取り組む。

### iii 引受計画

#### 1. 農作物共済

##### 1. 重点課題

- (1) 「当然加入制の廃止」の周知徹底
- (2) 「一筆方式の廃止」の対応検討
- (3) 「危険段階別掛金率の導入」周知徹底

##### 2. 推進方策

- (1) 「当然加入制の廃止」の周知徹底

平成31年産より現行の「当然加入制」は「任意加入制」へ移行することになり、11月から引受を行う麦共済（平成31年産）から実施されることになる。農家にとっては「加入しない」という選択肢が増えるため、加入実績は減少が見込まれる。改めて、農作物共済制度のメリットをPRするチラシを作成・配布する。

- (2) 「一筆方式の廃止」の対応検討

一筆方式の廃止には猶予期間が設定されており平成33年度までに他の引受方式に移行されることとなる。また、同時に一筆半損特例の導入や地域インデックス方式が新設される事や、その内容の詳細を整理し、制度改正の内容を具体的にどのように実行していくのか各県の対応方策を情報収集する必要がある。東京都における一筆のシェア率は99.3%と非常に高く、一筆方式が廃止された影響は大きい。東京の米麦農家に適した方式を損害評価体制の再構築なども踏まえて検討する。

- (3) 「危険段階別掛金率の導入」の対応検討及び周知徹底

平成31年産から水稻共済、麦共済、陸稲共済に危険段階別共済掛金率を実施する。これに伴い加入者への制度改正の周知徹底やシステムによる料率算定など適正運営に努める。

#### 3. 損害評価関係

- (1) 損害評価方法の検討

平成33年までに制度改正に伴う一筆方式の廃止される予定である。本年度は、現行の損害評価体制を見直し、新たな一筆半損特例やインデックス方式などの方式に移行しても適正に損害評価を行う事ができるか損害評価会で検討する。

#### 2. 家畜共済

##### 1. 重点事項

- (1) 農業共済制度の見直しへの対応
- (2) 損害防止事業と畜産振興への寄与
- (3) 未加入リストの更新

## 2. 推進方策

### (1) 農業共済制度の見直しへの対応

家畜共済においては、死亡廃用共済と疾病傷害共済の分離、家畜の補償金額の是正といった「農業者に対するサービス」と、事務の取扱いについて効率的なものにする「農業者への負担軽減」の観点から大きく7つの項目が見直された。平成31年1月以降の適用に向けて周知を行い、個々の農家の経営・飼養状況に合わせた提案を行う。

### (2) 損害防止事業と畜産振興への寄与

#### ①一般損害防止事業

##### ○妊娠分娩期の飼養管理指導及び繁殖検診

分娩前後の事故が大半を占めるため、妊娠分娩期の事故低減を目的として分娩時の管理指導を行う。また、胎子及び子牛の事故も増加傾向にあるため、分娩末期や子牛の飼養管理についても指導する。

さらに近年の牛の特徴として、発情兆候が分かりづらいことや受胎しづらいことから、繁殖検診を定期的実施することにより、分娩後の牛の卵巣子宮性状を把握し、空胎日数の減少及び過肥牛の周産期疾患の予防に努める。

##### ○乳房炎対策

乳房炎防除対策としてバルク乳中の体細胞数、黄色ブドウ球菌の検査を家畜保健衛生所と連携して定期的実施し、乳質低下、黄色ブドウ球菌による乳房炎の発生を防除する。また、乳質改善が必要とされる農家に対しては、個体乳検査を実施し、適切な乳質管理・飼育環境・搾乳管理の指導を指定獣医師と共に指導する。

##### ○飼養管理指導

畜産経営の安定化には牛の健康状態を把握した飼養管理が重要である。牛の健康状態を把握するために家畜保健衛生所と連携して血清成分分析検査を実施し、結果を基づく飼養管理指導を東京都酪農業協同組合と行い周産期疾患を未然に防止する。

##### ○金属異物性疾患対策

金属異物による事故は依然として発生していることから、金属異物性疾患対策として永久磁石投与を指定獣医師と行い事故低減に努める。

##### ○事故多発農場対策

東京都酪農業協同組合が主体となっている「乳質検討委員会」と連携し、検討委員会で選定した事故多発農場に毎月訪問し、東京都酪農業協同組合及び家畜保健衛生所、農林総合研究センター、普及所等とともに多面的かつ総合的な指導を図る。

##### ○畜産振興への寄与

東京の畜産の衰退を防止すべく、家畜保健衛生所や農業振興課、普及所、農林総合研究センター、東京都酪農業協同組合、全農東京都本部、獣医系大学や農業系高校等と協力して、農家指導や後継者の育成、獣医師不足問題等に取り組み、東京の畜産の発展に貢献する。

## ②特定損害防止事業

- 本年度も繁殖検診に重点を置き、フレッシュチェック、発情不明牛の確認を中心とし、異常がある場合は担当獣医師に連絡して治療を依頼する。
- 周産期の事故頭件数は上位を占めることから、繁殖検診とあわせて乾乳中および分娩直後の乳牛の採血を行い、分娩前後のカルシウム値や栄養状態を把握し、事故低減に努める。

## (3) 未加入リストの更新

家畜飼養農業者における未加入者については定期的な戸別訪問を行っている。本年度は家畜共済制度の見直しと収入保険の導入により、いずれかが選択できるよう提案し、加入意思の確認と共に未加入リストの更新を行う。

# 3. 果樹共済

## 1. 重点課題

- (1) 母集団の確保
- (2) 新たな栽培技術への対応
- (3) 損害防止事業の拡充・改善

## 2. 推進方策

### (1) 母集団の確保

平成25年度以降は新規引受による引受面積の増加に比べ、加入者の廃園や抜根などによる減少が多い状況が続いている。また、昨年度からは東京都の補助事業を活用した改植が増加したことで加入率が大幅に減少している。

今年度は、これまでと同様に各生産団体やNOSA I部長との連携を活用し、各生産団体活動への参加の際に果樹共済のPRを行う。母集団確保のためには、果樹共済制度の周知が重要となることから、各生産団体に限らずJAや市役所などに対しても制度への理解と普及を図ることで、より多くの農家への周知を行う。また、戸別訪問の際には、制度の改正内容を丁寧に説明し組合員にあった補償を選択できるように努める。

### (2) 新たな栽培技術への対応



平成29年産短縮方式より根圏制御栽培及びジョイント栽培の引受を開始したが、標準収量表作成の際に、東京都における客観的な収穫量データが無いことから、他県の収穫量データを基に修正を行い作成している。今後の標準収量表の見直しの際の参考データとしての利用を目的に、調査期間を収穫量が最大となる7から8齢までをめぐり、昨年度は導入農家3戸を調査対象に、損害評価の際に用いる実測調査方法により収穫量の実態調査を実施した。しかし、調査対象が3戸と少なく農家も試行錯誤しながらの栽培のため、十分なデータを集めることができなかった。

今年度は対象農家を5戸として昨年度と同様に実施する。また、今年の調査実施に際しては、平成31年度以降に調査対象となる導入農家が急増することを踏まえ、調査対象戸数に影響されない調査手法について、実測調査の簡素化や実測調査以外の聞き取り調査など、対象農家の意見を取り入れながら調査方法を検討し、来年度以降の調査体制を整備する。

### 3. 損害評価関係

#### (1) 損害防止事業の拡充・改善

昨年度は平成28年度と同様に大きな自然災害などが無く、共済金支払対象となる被害の殆どがハダニ類被害となった。また、ハダニ類防除に関しては損害防止事業を実施しており、昨年度から天敵農薬の導入助成を追加実施し、導入後に助成対象者にアンケート調査を実施し調査結果をとりまとめ、防除体系がないことや事例が少ないことが農家の不安要素となっている結果となった。

今年度は、これまで実施してきた損害防止事業を継続するとともに、天敵利用に関してはアンケート調査や巡回調査による情報の集約と組合員への情報提供を行う。また、関係機関に対しても情報提供を行い、天敵利用を含めた防除指導の協力を仰ぎ、被害の低減と組合員の経営安定を図る。

## 4. 園芸施設共済

### 1. 重点事項

- (1) 資源量の把握と未加入リストの更新
- (2) 園芸施設共済と収入保険のPR
- (3) 補助事業設置施設への加入推進

### 2. 推進方策

#### (1) 資源量の把握と未加入リストの更新

平成27年度から開始した航空写真による未加入施設の調査について、本年度をもって調査を終了とする。調査については、効率性・効果性を鑑み、地域的に農家と密接な関係であるJAに対して協力を依頼し、結果を元に未加入者リストを更新する。

## (2) 園芸施設共済と収入保険のPR

園芸施設共済事業における施設内農作物の補償は生産費の補償であること、また対象作物が限られており組合員のニーズは低いものであったが、収入保険制度により、価格の下落にも対応できるようになった。施設については園芸施設共済、施設内農作物については収入保険といった総合的な提案を行い、農家の経営に合わせた推進を行っていく。

## (3) 補助事業設置施設への加入推進

都市農業活性化支援事業等の補助事業により新設された園芸施設、特に、過年度におけるメーカーによる補償が切れる施設に加入漏れが無いよう、東京都、区市町村、またJAをはじめとした農業団体と連携し完全引受に努める。また、補助事業については、対象が認定農業者であることから、収入保険についても周知を行う。

### 3. 損害評価関係

#### (1) 損害防止処置の実施

例年、共済金の支払対象外となった加入者に対し、被害の拡大を防ぐための補強テープを配布しているが、ガラス室やネットハウス等のみの加入者に向けた被覆の素材を限定しない資材を検討し導入する。

## 5. 建物共済

### 1. 重点課題

- (1) 仕組み改定を活かした加入推進の強化
- (2) 建物共済推進委員会との連携強化
- (3) 島しょ地域の加入推進強化
- (4) 適正な損害評価の徹底

### 2. 推進方策

#### (1) 仕組み改定を活かした加入推進の強化

平成30年度は建物共済の仕組みが大きく変わり、補償内容が拡充される。火災共済と総合共済の通算限度額6,500万円が撤廃され、合計1億円の補償を1棟の建物に付けられるようになる。南海トラフ地震や大型台風等の自然災害リスクに対する関心の高まりに応える形で総合共済では加入限度額が2,000万円から4,000万円へと引き上げられ、地震等事故に対する補償も30%から50%に引き上げられる。この絶好の機会を活かし、これらの仕組み改定を明確に示したチラシを作成し、加入者全員に配布して、満額加入推進を図り、共済金額を増加させることで、補償内容を手厚くすることを目指していく。

#### (2) 建物共済推進委員会との連携強化

建物共済推進委員会の各担当者に仕組み改定内容を説明するだけでなく、毎年設定している共済金額の目標設定を改めて共有する。また、目標達成した際の奨励金も含めて各担当者にNOSAIの建物共済の特徴を理解してもらおう。可能な限り毎月訪問して担当者と打合せを行い、建物共済の加入推進を図る。

### (3) 島しょ地域の加入推進強化

島しょ地域の加入推進を強化する。新聞折込広告や役場広報などを利用し、広く建物共済をアピールしたうえで、直接訪問し加入推進を行う。次年度以降の契約更新等については現地建物共済推進委員会の協力を得られるよう準備を進める。

### (4) 適正な損害共済金の支払いの徹底

仕組み改定に伴い、組合員に対して支払う損害共済金のルールも改定されている。従来以上に損害共済金の計算に注意を払い、事故年度や特約の有無を二人以上で確認することを徹底し、適正な損害共済金の支払いを充実させる。

## 6. 農機具共済

### 1. 重点課題

- (1) 新料率区分の実施
- (2) 引受制限（11年）の実施
- (3) 自動継続及び郵送方式による事務の効率化

### 2. 推進方策

#### (1) 新料率区分の実施

共済収支の改善策として畜産機械料率を新設し、事故率の高い畜産機械と一般機械についてそれぞれ過去の事故実績に基づく料率を新たに算定した。改正後の料率は、一般機械66.55（対万円）、畜産機械330.55（対万円）となり畜産機械の掛金率を大幅に引き上げる。これに伴い継続加入者への説明を丁寧に行い加入者間の不公平感の緩和に努め、制度改正の趣旨を周知徹底する。共済掛金等の負担増加のために契約を中止した畜産機械加入者へは、建物共済の収容農機具として落雷及び火災等に限定した補償を提案するなどアフターフォローを実施する。

#### (2) 引受制限（11年）の実施

加入対象期間が購入後30年間から11年間に短縮された。このため、既存の加入農機具で11年を過ぎていた農機具は引受け中止となる。4月からの継続加入者に対して、全戸直接訪問し具体的に変更内容等について説明を実施する。

(3) 自動継続及び郵送方式による事務の効率化

事業収支の改善策として自動継続特約の付帯率を100%にし効率的な継続手続きを実現する。そのための条件として、口座引落としによる共済掛金等の徴収を必須とする。効率的な新規引受推進を行うために、新規加入者開拓は東京都補助事業で導入された農機具を中心に実施し、JA及び関係行政機関と連携する。